

## 政治的リテラシーを高める主権者教育のための予備的考察

### A Preliminary Study on Sovereign Education for Political Literacy

彼 谷 環 村 上 満

KAYA Tamaki MURAKAMI Mitsuru

2015（平成 27）年「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立してから、国や地方公共団体の選挙管理委員会による「出前授業」や、各学校種による「主権者教育」が行われている。本稿は、政治的リテラシーの養成に重点を置く、挑戦的で先駆的な「主権者教育」の事例を紹介するものであるが、これは同時に、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・大学等を対象とした「連続的で段階的な主権者教育」の可能性を考察するための準備的作業でもある。

キーワード：政治的リテラシー、主権者教育、模範議会、合理的配慮

#### 1. はじめに——問題の所在と本稿の目的

かつて、最高裁判所は「在外国民選挙権事件」で、選挙権について「国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなす」とした<sup>i</sup>。また、憲法学者の佐藤幸治は、選挙権の本質を、「機関としての公務という側面とともに、そのような公務に参加することを通じて国政に関する自己の意思を表明することができるという個人の権利としての側面を有するもの」と解する<sup>ii</sup>。18歳選挙権の導入により、個人の基本的人権が拡大しただけでなく、「機関としての公務」に関わる「有権者団」（佐藤幸治）の規模も大きくなったと言えよう<sup>iii</sup>。

しかし、2016（平成 28）年 7 月に実施された第 24 回参議院議員通常選挙の年代別投票率をみると、従来通り、60 歳代の 70.07%が最高であった。新たに有権者となった 10 歳代の投票率は 46.78%であり、20 歳代の 35.60%、30 歳代の 44.24%に次いで低い<sup>iv</sup>。総務省「18 歳選挙権に関する意識調査」（平成 28 年 12 月：18～20 歳の 3000 人が対象）によれば、投票に行かなかった理由（13 の選択肢中）の上位 3 つが、①今住んでいる市区町村で投票することができなかったから（21.7%）、②選挙にあまり関心がなかったから（19.4%）、③投票所に行くのが面倒だったから（16.1%）であった。①については、進学や就職等で住民票を異動してから 3 ヶ月の期間を充たさないケースであろう。もっとも、改正公職選挙法 21 条 2 項により「投票権の空白」という問題は解消され、住民票を異動する前の住所に 3 ヶ月以上居住していれば、所定の手続きを条

件として、前の自治体での選挙が可能となった。また、②については、18・19歳よりも20歳の回答が多かったことを受け、総務省は、高校等で実施されている「主権者教育」に一定の成果を見出している。しかし、高校時に選挙・政治関連の何らかの授業を受けたことが「ある」のうち、「投票に行った」のが55.7%であったのに対し、上記のような授業を受けたことが「ない」場合でも、48.5%が投票に行っている<sup>vi</sup>。7.2%の差を、授業を受けたことによる成果だと単純に考えてよいかは慎重を要する。

ところで、文部科学省が2016年10月29日に出した「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（以下、「新通知」という。）は、高等学校等に対して、学校内外での生徒による選挙運動や政治活動に十分留意することを求めている。すなわち、今回の公職選挙法改正は、「若い人々の意見を……政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、……生徒が、国家・社会の形成に主体的に参加していくことがより一層期待される」としながら、「①学校は政治的中立性を確保することが求められていること（教育基本法14条2項）、②高等学校等は生徒を教育する公的な施設であること（学校教育法50条・51条等）③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的権能を有することを理由に、生徒による政治的活動等は必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける」としている<sup>vii</sup>。

18歳を擁する高等学校等においては、学習指導要領に基づく詳細な授業計画のもと、教師に課せられる負担は質量ともに過重になっている。と同時に、上記のような「新通知」を受け、政治的中立性に悩まされ、自由な発想の授業や活動を学内で展開するのが難しいという声も聞かれる<sup>viii</sup>。そうしたこともあり、選挙の仕組みや方法など「作法」に重点を置く「主権者教育」を取り入れる学校が多い。

その一方で、政治的リテラシーに重点を置いた、独自のアイデアを積極的に導入している例も散見される<sup>ix</sup>。こうした特徴ある教育内容を、憲法が保障する政治的自由との観点から分析することは、現在推進されている「主権者教育」の課題を考察し、本来の意味における主権者を養成するためにも意義があるだろう。と同時に、参政権を有するにも関わらず政治的周辺に置き去りにされてきた障がいのある人々について、その政治的地位を高める取り組みが引き続き必要である。2013（平成25）年6月制定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）における「合理的配慮」に留意した「主権者教育」について、具体的アイデアを考案し実践することが必要となる。

本稿は、以上のような問題意識のもと、まず、全国で展開されている選挙管理委員会主導の「出前授業」について現状を分析する。これをふまえて、挑戦的で先駆的な第一の事例として、應義塾大学湘南藤沢キャンパスを中心に10年以上の実績がある「模擬議会」を紹介し、小・中・高等学校等との連携の可能性を、関係者のインタビューを通して考察する。そして、第二の事例として、障がい者自身が主権者であることを自覚するための仕組みづくりを行う、狛江市（東京）と「狛江市手をつなぐ親の会」の取り組みを紹介する。憲法的視点ならびに福祉的視点に立って行われるこれらの作業は、将来、小学校—中学校—高等学校—特別支援学校—大学等を対象とした「連続的で段階的な主権者教育」について、実現可能なプログラムを考察するための予備的作

業である。

## 2. 主権者教育の一環として行われる選挙管理委員会の「出前授業」

「公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行を受け、総務省は2016（平成28）年12月、全国の選挙管理委員会1,963団体を対象に「主権者教育等に関する調査」（以下、「調査」という。）をまとめた<sup>x</sup>。これによれば、選挙管理委員会が行った「高校における出前授業の実施学校数」は、2015（平成27）年度には1,652校（全学校数の33.1%、453,834人）、2016（平成28）年度には936校（全学校数の18.7%、277,358人）であった。なお、2016（平成28）年度の統計は、同年7月10日に実施された第24回参議院議員通常選挙までのものである（括弧内の人数は受講生数。以下も同じ）。

「調査」は、高校以外の学校種における出前授業の実施校数や受講生数についても統計をとっており、2015（平成27）年度では、小学校：575校（41,603人）、中学校：335校（65,400人）、大学：71校（10,844人）、特別支援学校：185校（8,031人）と、全国的にみても、小・中学校における実施が多かった。また、同年度に実施された模擬選挙では、テーマとして多く取り上げられたのは、「特定の地域課題に関するもの」（全424校。うち、高校・高専：265校、大学・短大：7校、特支：24校）、「過去に実際にあった選挙を題材としたもの」（全66校。うち、高校・高専51校、大学・短大：0校、特支：8校）、「実施中の選挙とあわせたもの」（全8校。うち、高校・高専5校、大学・短大：0校、特支：1校）であったが、最も多かったのが「その他」（全1,346校。うち、高校・高専634校、大学・短大：24校、特支：90校）であった<sup>xi</sup>。「その他」の内訳で主なものは、「架空の首長選挙など公約を見て判断させるもの」、「給食のメニューや遠足の行き先など学校生活に関するもの」、「好きなキャラクターや好きな食べ物を選ぶもの」等が挙げられている。模擬選挙では、「自分たちのことは自分たちで決める」ための投票行動は重視されているが、その時点で争点となっている問題をテーマとすることは避けられる傾向にある。

富山県全体では、「調査」によれば、2015（平成27）年度の出前授業実施数は、小学校2校（127人）、中学校0校、高校（高専を含む）15校（3,003人）、大学（短大含む）0校、特別支援学校3校（86人）であった。また、2016（平成28）年度には、小学校と中学校がともに0校であったが、高校（高専を含む）19校（3,967人）、大学（短大含む）6校（132人）、特別支援学校3校（155人）であった。富山県選挙管理委員会の場合、全ての高校及び特別支援学校に通知をし、学校側の要望を受けてから出前授業を行っているが<sup>xii</sup>、2年間だけの実績をみても、18歳以上の有権者を抱える高校や大学等からの依頼が多いことがわかる。

ところで、「調査」によれば、各選挙管理委員会からも、出前授業に対する課題が寄せられている。すなわち、①人手不足、②学校の指導カリキュラムとの調整が難しい、③学校からの応募、要請がない、④選挙時期など繁忙期の対応が困難、⑤教師の多忙などにより、学校の協力が得られにくい、⑥学校の求める内容と選管が対応できることとの差がある、等である<sup>xiii</sup>。②については、現場の教師は、学習指導要領に基づく授業計画に縛られ、さまざまな年間の行事やクラブ活動等への参加等で多忙を極めていく。そのような状況下で、新規事業を入れるのは困難な作業で

あろう。また、③に関しては、出前授業が「学校側の要望を受けて」実施されることに鑑みれば、②や⑤と連動して指摘される問題であることは、想像に難くない。

### 3. 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスにおける「模範議会プロジェクト」

次に、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（以下、SFC）を中心に、12年にわたり実践、発展している「模範議会」の試みについて触れる。

この件につき、研究代表者は、白鷗大学法科大学院副院長の岡田順太教授にインタビューを行った<sup>xiv</sup>。岡田教授は、大学における実践的な法学教育を実現するという目的で、平成18年度より、SFCで担当する授業の一環として「模範議会」という企画に取り組み続けている。インタビュー当日は、慶應義塾大学総合政策学部の学生2名（3、4年各1名）も同席し、「模範議会」に参加した感想と成果、課題等について質問してもらった。

なお、「模範議会」の目的と、長年にわたる実践を経て獲得されたきめ細かな手順については、既に発表された諸論文に詳しいため<sup>xv</sup>、最小限の内容だけ紹介する。ここでは、「模範議会」の、主権者教育の一環として汎用性がある、すなわち「法学を専門としない学部においても適用可能」な部分に焦点を当てたい。その際、「法案構想→模擬委員会→模擬議会」という一連の「模範議会プロジェクト」に参加した学生の率直な感想や課題、指導教員側の指導内容と留意点についても紹介したい。

#### （1）「模範議会」が誕生するきっかけ

「学生が自ら作った質疑内容を議会で審議する」という、クリエイティブかつチャレンジングな試みは、参議院の特別体験プログラムに大学生が参加したことから始まった。このプログラムは、参議院広報活動の一環として小・中学生向けに提供されており、委員長や法案提出者、大臣等の役割をあてがわれた参加者が、用意されたシナリオに従って、委員会と本会議の手続きをロールプレイで学べるというものである<sup>xvi</sup>。これを体験した学生のなかから、「自分たちで質疑内容を作りたい」という声が上がったため、最初は課外ゼミという形でスタートした。

模擬委員会審議というアイデアは、その後、岡田教授が担当する正規授業のなかで発展していく。「実際の立法過程を体験させることで、履修者への実践的な教育につながる可能性がある」<sup>xvii</sup>という思いから、統治機構を内容とする授業が活用された。ただし、15回（2単位）という時間的制約もあり、準備は、学生による時間外の能動的学修（アクティブラーニング）がないと実現不可能である。

#### （2）「模範議会プロジェクト」の目的

2010（平成22）年から始まった模範議会については、「模範議会プロジェクト」のサイトに、同年以降の「記録と資料」とともにアップされている<sup>xviii</sup>。それによれば、「模範議会プロジェクト」の目的は、学生は模擬国会の実施を中心に、①立法過程（国家審議）を体験的に学ぶとともに、あるべき議会の姿を考える機会とする（=実践的学習）、②立法に対する社会の関心を惹起し、議会制民主主義の発展に寄与する（=社会改革）、③立法原理の発見と理論（立法学）の構築を目指す、という3点が掲げられている。

また、「模範議会」を行うための手順として、第一に法案構想（法律案作成作業）、第二に委員

会審議と本会議、という大きく2段階にわかれる。実際、第一段階と第二段階は、大学においても異なる授業が用いられ、必ずしも参加学生は両方を履修しているわけではない。

### (3) 法案構想 (法律案作成作業)

法案構想には、岡田教授は本務校で開講する「専門ゼミナールⅠ」(後期)と、非常勤先の慶應義塾大学総合政策学部「リーガルワークショップ」(立法学、法案作成、判例研究を主とする:後期)の履修学生が担当する。時期的には、年度でいうところの「後期」にこの作業が当てられる。ここで注目したいのは、慶應義塾大学で授業を履修する学生は、法学を専門としていないこと、また、履修学生は1~4年までと幅広いことである。

法案作成にあたっては、2段階の過程を経る。すなわち、①個人で法案構想を提出させたのち、②所定のグループ(4名程度)で協議して法案構想の選定に入る。①の作業では、教員は、「漠然と『こんな法律を作ろう』ではなく、『立法事実』の発見・分析・評価に務め、特にそれが『立法を要する問題か』(法律事項として適切か否か)を検討する」等の指示は与えるが、個別的・詳細な指導は行わない、という。

この点につき、インタビューでは、「大学に入学したての1年生も履修する授業で、しかも、法律の素養がないのに、法律案を作成することは可能ですか」という質問をした。これに対する岡田教授の考えは以下のとおりであった。「そもそも国会議員は立候補にあたって法案作成能力が求められることもなく、当選後の公式の研修もされないのであるから、学生の認識が実際に当選したての国会の認識に近いことが想定される。それは同時に、省庁縦割りの官僚的思考枠組みにとらわれない柔軟な発想で法案作りがなされることへの期待にもつながっている」<sup>xix</sup>。さらに、「法案のテーマは、学生に自由に決めさせている。例えば、代理母法案や同性婚法案など、時代先取りのテーマを見つけてくるので面白い。いずれにしても、漠然と『良い/悪い』の抽象論を展開するのではなく、具体的なシステムについて詳細な検討が必要になる。ただし、経済財政問題など、憲法の教員としては不得手なテーマもあるので大変なときもある。」

上記①を経て、②のグループ作業(4人程度)に移行し、法案構想の発表を行う。報告の際、教員は、「提案理由、システム(法案の骨子)、経費、制裁、憲法との関係、関連法規、諸外国の状況、政策評価、移行措置など法案のポイント」と「主要参考文献」について触れるよう指示する<sup>xx</sup>。準備の時間が足りず、すべての観点を網羅できるグループばかりではない。これまでに提案された法案として、「代理出産法及び民法772条1項の改正」、「心神喪失者による犯罪の判決及び心神喪失者等医療観察法に関する法律」、「学校支援地域本部等に関する法律案」など多岐にわたる。グループが法案を提出する際、学生が独自に「政党名」をつけ、そのユニークさに場もなごむようである(例:「おいしい無党」「悪戦苦党」)。

次に、グループごとの法案について予備投票が行われる。これは、本投票の前に、外部からの評価を客観的に把握し、不足を補い修正を加えるためのものである。授業履修者は、自分のグループ以外の法案について順位をつける。また、授業担当教員と共同研究者の計5人の憲法学者も評価する。

予備投票の結果を経て、実際の法律案に仕上げたものを対象に本投票が行われる。そこで最優秀になったものが、次年度の前期に行われる「模擬議会」において審議される課題法案となる。

#### (4) 「SFC 模範議会」と学生の感想

岡田教授の担当授業「憲法（統治）」の一環として行われる「SFC 模範議会」では、先に選ばれた課題法案が用いられる。例年、授業の履修者は120～150人程度であるが、このうち、希望者（コアメンバー）を募って委員会審議を担当してもらう。ただし、学生の多くは法律の基本的知識を持たないため、SA（ステューデント・アシスタント）の学生が適宜助言指導を行う。

約20人のコアメンバーによる企画運営者会議は、月1回のペースで行う。ただし、4月開講の授業を利用した企画のため、6月の本会議までの準備は、実質2か月で13～14回、直前はかかりきりになると言う。教員は、学生個々の適性を見ながら、①国会審議の流れを解説、②簡単な台本に基づく模擬国会を実施、③国会質疑の理論と実践を説明する。

大学入学後の1年生も含め、6月に開催される本番までに、想定問答集と討論文を作成するという作業は、相当厳しい。わずか2ヶ月弱の期間でこれを経験した元履修生で、現在はSAとして後輩の指導に関わる学生達は、「模範議会」をどのように感じたのだろうか。

「法案や質疑、討論文を作るとき、リサーチのメソッドや見極めることが重要。データベースの所在については予め情報がもらえるが、実際に探すのは各自だ。」（3年・男）

「先生からの指示が限られていたことが、逆に良かった。自ら主体的に法を解釈し、勉強するのは大変だったが、教育的な側面は強いと思う。」（4年・男）

さらに、体験後に感じた課題としては、以下の点を指摘する。

「まず、法律を身近に感じられるようになった。法案を吟味し、自分なりに意見を立ち上げることで、よく知らない法律学に一步近づけたように思う。また、国会の構造や仕組みの中に、どのような役割の人がいて、どう話し合いをしているか、実体を知ることができた。」（4年・男）

「机上で学ぶことと経験することのギャップを強く感じました。国会審議をテレビで観るとき、自分たちの経験と現実の動きとすり合わせて考えられるようになりました。」（3年・男）

「面白い体験なので、関心のあるなしに関わらずやってみてほしい。コアメンバー以外の履修者は、役割としては一般議員として、投票の場面で参加する。委員会に入っていない一般議員は、本会議当日初めて法案の内容について知るため、逆に無関心であることがリアリティを増すと感じる。」（4年・男）

実際、模擬議会では、野次も飛ばし、飛ばす。一般席には「寝ている議員」もおり、まさに本会議場そのものだという。与党側に立った学生は、「野党を叩き潰し、法案を通したいという本気で思った」と言うのだから、心底役になりきっていたのだろう。

岡田教授へのインタビューの最後に、「模擬議会」の経験を、高校までの主権者教育にどのように活かせるか、また、活かしたいかについて尋ねた。概ね、次のような答えが聞かれた。

—模擬議会は、法学を専門分野としない学生にも、「国会だったらどうする？」という視点から物事を捉える力を身につける機会になるだろう。そこで重要なのがアクティブ・ラーニングの一環として行う授業外のグループワークであるが、これを高校までの「主権者教育」でも活かせると考えている。その際、「主権者教育」の考え方として、一定の型に適応させるという「社会化」

も一つの役割だが、物事を批判的、主体的にみる姿勢を育てることも大切ではないか。だからこそ、教員があれこれ指示したり、先に課題を与えてしまうと、後者の部分がないがしろになると考える。

#### (5) 小・中・高校等との連携の可能性

SFCにおける「模擬議会」の実践を、内容や手順、時期をそのまま取り入れようとしても困難であろう。これを担当する教員自身が、全体の見通しを立てながら、教育課程のなかでどのように位置づけ、どう児童・生徒・学生に知識を与え、自分たちで学修させるのか、事前の準備が相当必要であろう。また、教員一人で全プロセスをやり通すことも大変な作業量であろう。実際、「模範議会プロジェクト」の場合も、志を同じくする研究者が集まり、楽しみながら（この点が特に重要だという）、協力している。

もともとは参議院の特別体験プログラムから始まった「模擬議会」である。岡田教授の構想によれば、小・中学校では、有識者が作成したシナリオを使って開催することができるのではないかという。ただし、社会科や政治、公民分野における最低限の知識は、まず得させておく。そのうえで、専門家が作成したシナリオをそのまま使用するか、あるいは、自由に創作できる部分を残しておくか、必要に応じステップ学習ができる教材として提供する<sup>xxi</sup>。また、その場合は教員用の具体的マニュアルも作成する、等のアイデアが次々出された。

「既に全国で導入されている模擬裁判、模擬選挙を皮切りに、模擬議会、メディアによる記者会見なども、一連の民主制の過程として学ぶことができれば面白いですね。」

平成23年12月に出された「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書によれば、「今日の主権者教育」は、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら行動していく新しい主権者像」を目指し、「社会参加」と「政治的リテラシー（政治的判断や批判力）」がキーワードだとする<sup>xxii</sup>。批判的視点を忘れず、自由な発想を基に、自発的に調査・分析・報告（提案）するという学修が、主権者教育を発展させるための重要なポイントの一つではないだろうか。

## 4. 障害者差別解消法における「合理的配慮」の視点に立った主権者教育

生活のしづらさを抱えている障がい者（特に知的障がい者）にとっての政治的リテラシーを高めるための問題は、2016（平成28）年4月からの「障害者差別解消法」の完全施行に伴い、まさに社会全体に投げかけられた、「合理的配慮」とともに考えていくべき最重要事項であり、最優先事項と考えている。

言うまでもなく、合理的配慮は、「与えるもの」でも「与えられるもの」でもなく、当事者や支援者等の様々な行動を積み重ねていくプロセスの中で、すなわち「建設的対話」を通じて形成されていくものであり、このことは障害者差別解消法の基本的な方針にもなっているところである<sup>xxiii</sup>。そこで、障がい者自身が「自分は主権者である」と実感できるような仕組みや仕掛けを先進的に行う狛江市（東京）と、狛江市手をつなぐ親の会の取組みを紹介する。

### (1) 狛江市と狛江市手をつなぐ親の会による活動事例

成年被後見人の選挙権は回復したものの、障がい者の投票行動には法的にも保障されておらず、多くの課題があるとして、2016（平成28）年12月、東京の狛江市手をつなぐ親の会は、

「選挙に行こう！」という選挙補助DVD（14分17秒）の製作を行った。そして、DVDの補助教材「選挙における投票支援とは—投票所内のルールと家族・支援者の役割—」の中で、「選挙で1票を投じることは、知的障がい者の自立と社会参加を促す第一歩であるとともに、誰に投票するかを自分でしっかり考えて決め、自分で投票に行くことがとても大切なことである。」としている（図1）xxiv。

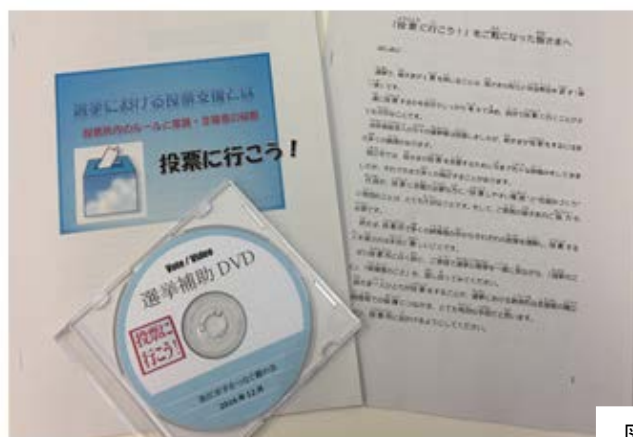


図1 狛江市手をつなぐ親の会製作 DVD と補助教材

狛江市も、知的障がい者の投票行動が十分保障されるためには、「投票のバリアフリー」と「選挙情報のバリアフリー」の双方が車の両輪のように機能することが必要であるとして、「投票しやすい環境」と「仕組みづくり」に取り組んでいる。そこでまず、「投票のバリアフリー」については、選挙権の適切な行使を説明する必要があるとして、これまで体験投票の実施やマニュアルの作成、支援カードの運用などにより適切な支援に努めてきている。また、代理投票制度の活用や運用でも実現できるものと考え、この制度が有効かつ適正なものとなるためには、投票支援を行う案内係（代理投票補助者）が、本人のはっきりとした意思の把握に努める必要があるとしている xxv。

なかでも重要な役割を果たす「支援カード」は、当事者向けにイラストと写真を用いて、投票の流れと4つの主な投票行動場面における、本人の行動と投票事務従事者の対応を示したカードである。投票の場面ごとに、具体的にどのような合理的な配慮が必要かを記載できる欄が設けられ、事前に家族等に記載できるようにされたものである。また、代理投票の依頼についても、「はい」「いいえ」に○印を記載できるようにすることで、本人の意思決定を促す支援につながっている。例として、投票所内を誘導する場面では、「手を引っ張ると動かない時があるので、娘の両肩に後ろから手を置いて軽く押してあげると動きやすい。」とか、候補者を選ぶ場面では、「いきなり指差しは分からないので、『選んでね』と声掛けしてから人差し指の形にするとわかる。」等といったものである xxvi。

次に、「選挙情報のバリアフリー」については、「選挙における意思決定支援」とも言えるとして、どの候補者、どの政党に投票するかについては、候補者や政党の公約など正確な判断情報が必要であるとしている。具体的には、知的障がい者に対しても同様に、障害の特性に応じた情報提供の保障がされるべきとの考えのもと、理解しやすい方法で、選挙に対する情報や学習の機会をもっと多く持つこと等、参政権保障に対する環境づくりが大切であるとして、これまで2回にわたり「わかりやすい演説会」を開催してきている。



2014（平成26）年の都知事選では、狛江市地域自立支援協議会が主催し、各候補者には、知的障がい者に伝わるように工夫して演説してもらったり、同年の衆議院小選挙区（東京22区）選挙では、狛江市手をつなぐ親の会（共催 狛江市障害福祉サービス等事業所連絡会）が主催し、立候補者予定者に事前にマニュアルを配布した上で、障がい者が直接、話す、聴く、考える、感じ合うことを大切にする演説会を企画した。いずれも、障がい者自身が「自分は主権者である」と実感できるだけでなく、政治家自身が当事者の姿を見て、知る機会につなげるとともに、当事者目線に立った創意工夫を凝らした説明のあり方を今一度考えるための機会にしていくことを狙いとしたものである<sup>xxvii</sup>。

その他、公職選挙法（第167条第1項及び第2項、第169条第2項）により、選挙公報の回数や掲載原稿の体裁に規制があるため、知的障がい者向けの選挙公報を別に発行できない現状にあることから、狛江市では、当事者団体等が主体となって、「わかりやすい（漢字へのルビ付記をはじめ絵や図を用いてのわかりやすい文章）選挙広報誌」を発行している。

## （2）障がい者の政治的リテラシーを高めるための今後の主権者教育

2013（平成25）年4月の公職選挙法改正により、ホームページ、ブログ、ツイッターにフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等を利用した選挙運動が可能となった。すなわち、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁により、今後ますます「インターネット投票」の実現に向けた研究も加速されていくことが考えられる<sup>xxviii</sup>。

ハード面におけるバリアフリー整備は極めて分かりやすいが、障害の有無に関わらず、誰にとっても社会参加の第一歩が選挙であるということ、したがって「堂々と投票に行く権利」があるということを段階的に教育していくこと、そのための周知徹底を連続的に図っていくことこそが大切である。

そして、狛江市のような行政と当事者、支援団体、地域が一緒に考え、ともに行動することにより、権利を権利だけで終わらせることなく、具体的な行使の保障につなげていくための小さなソーシャルアクションを積み重ねていくことが、政治的リテラシーを着実に高めていくための主権者教育につながるものと思われる<sup>xxix</sup>。

## 5. おわりに——次のステップに向けた覚書として

「教育と福祉のハイブリッド」を教育理念に置く富山国際大学子ども育成学部においても、政治的リテラシーの養成に資する授業科目はある。たとえば、「日本国憲法」等はその一つであるはずだが、基本的人権と統治機構の内容を、代表的な学説や判例、最近の事象、諸外国の事例と絡めながらも、教員が学生に「知識を与える」という側面は依然として強い。

本学部においても、2016（平成28）年6月、1年次必修の「日本国憲法」を利用して、富山市選挙管理委員会による出前授業と模擬投票を実施した。また、「平成28年度富山県寄附講義」の一環として、2017（平成29）年2月、障害者差別解消法に詳しい関哉直人弁護士（第二東京弁護士会所属）の講演会を開催し、聴講した学生全員とのディスカッションを行った。子ども育成学部で開催する講演会や各種フォーラム、セミナーには、各種資格（小学校教諭第一種免許状、幼稚園教諭第一種免許状、保育士資格、社会福祉士国家試験受験資格、スクールソーシャルワ

カー資格)を取得しようとする学生が聴講することが多く、この時は、社会福祉士を目指す2年生が全員参加し、権利擁護の関する知識と意識を高めるきっかけづくりを行った。くわえて、同じく2月、富山県議会事務局の呼びかけで「県議会議員との意見交換会等」に参加した。参加学生は、本学部のボランティアサークルやスクールソーシャルワーク研究会、彼谷ゼミ、村上ゼミに所属する1、3、4年の12名であったが、県議らとの意見交換会を終えて、次のような感想を持った。

「選挙や政治といった話はどこか自分には関係ないことだと思っていた。しかし、今回の意見交換会を通して、政治が身近なものだということを少しだけ感じる事ができた。」(1年・女)

「県政について、まだまだ私たちの知見が浅く、これからより学んでいく必要があると思った。」(3年・男)

「主権者教育のあり方を考えるきっかけとなった。教員として、児童にその大切さを伝えるには、まずは自らが問題意識を持って政治に向き合うことが必要ではないかと考える。」(4年・男)

「今回のような意見交換会は、私たちに主権者としての意識を芽生えさせるよいきっかけになると感じた。まずは知り、そして参加することが、これからの若者世代に求められているのではないだろうか。」(4年男)

それぞれ質問や意見を用意していた学生にとって、30分という時間はあまりにも短いものであったが、直に県議会議員と懇談したという体験や、質問・意見を準備するという体験自体が、多かれ少なかれ学生の地方政治に関する意識の変化をもたらしたと思われる。

「民意の反映」を体験的に学び、実践するには、どんな方法が効果的か。本稿で紹介した二つの事例はもちろん、既に行われているものを再利用・再構成することによっても可能であろう。富山県では、小学生を対象とした「とやま子ども県議会」や、2016(平成28)年度からスタートした「高校生とやま県議会」がある<sup>xxx</sup>。こうした事業は全国に散見されるが、参加者は「一部のエリート層」に限定される傾向が強く、将来有権者となる児童・生徒全員の意識と知識を高め、主権者としての責任を考える場を形成するためには、さらに改善の余地がある。

あわせて、特別支援学校における政治的リテラシーの養成についても、これからますます検討する必要がある。本稿4でも触れたが、障がいのある人の参政権の実現について、今後は、実際投票所において工夫されている点や、解決されるべき課題を取り上げ、関係者への聞き取り調査等も通じて考察を深めていきたい。

※本稿は、富山第一銀行奨学財団平成28年度(第33回)助成事業として採択された「18歳選挙権実現と『主権者教育』の可能性に関する考察～諸外国における『政治教育』との比較考察の視点をふまえて～」(代表研修者：彼谷環、共同研究者：村上満)の成果である。なお、1、2、3、5は彼谷が、4は村上が担当した。

※本稿執筆にあたり、専門的助言をいただいた岡田順太氏(白鷗大学法科大学院副院長)、杉原英樹氏(富山県選挙管理委員会選挙係長)には大変お世話になった。この場を借りてお礼申し上げる。

- i 最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁。
- ii 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』（1996 年、青林書院）638 頁。
- iii 佐藤によれば、「選挙とは、有権者団という合成の機関が公務員（代表）を選任する行為をいう」。同上、108 頁。
- iv 参照、総務省のサイト「参議院議員通常選挙における年代別投票率の推移」、[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/nendaibetu/](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/)
- v 選挙に行かなかった理由の第 1 位が、18・19 歳では「今住んでいる市区町村で投票することができなかったから」（それぞれ 15.6%、27.5%）であったのに対し、20 歳は「選挙にあまり関心なかったから」（25.7%）であった。参照、総務省「主権者教育等に関する調査報告書」（平成 28 年 12 月）3～6 頁、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000456089.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000456089.pdf) なお、住民票の移動手続きを怠った場合、住民基本台帳法 22 条違反となる恐れがある。
- vi 参照、同上・3 頁。
- vii 大島佳代子「学校内外における生徒の政治活動の自由——学校・通達（通知）・政治活動の自由」法学セミナー744号（2017年）32頁。
- viii 「〔座談会〕18歳選挙権と政治教育、主権者教育——2016年夏の選挙までを振り返って」新岡昌幸氏の発言、法学セミナー744号（2017年）43頁。
- ix たとえば、佐貫浩監修・教育科学研究会編『18歳選挙権時代の主権者教育を創る——憲法を自分の力に』（新日本出版社、2016年）では、自治活動を通して生徒どうしの討論空間をつくった第7章（井ノ口貴史執筆分）、高3対象選択講座で「辺野古基地建設」問題を取り上げつつ「中立性・複数性」を模索した第9章（菅間正道執筆分）の実践がある。
- x 調査対象は、都道府県47団体、指定都市20団体及び行政区175機関、指定都市を除く市区町村1,721団体。参照、前掲注v。
- xi 前掲注v。
- xii 富山県選挙管理委員会・杉原英樹氏の聞き取りより（2017年2月20実施）。
- xiii 前掲注v。
- xiv インタビューは、2016年12月10日、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（SFC）にて90分にわたり行われた。取材に協力してくれた学生は、総合政策学部4年（当時）大網修平氏と同3年（当時）金子颯氏である。なお、本稿では、「模範議会」と「模擬議会」という用語を併記しているが、岡田教授によれば、「模範議会（プロジェクト）」は法案作成や模擬国会、それに関する調査・論文執筆など全体を指し、「模擬議会」は特別な場面で用いられる、とされる。
- xv 岡田教授の取組が時系列的且つ詳細に述べられたものとして、岡田順太「模擬国会のすすめ—立法政策論の実践的構築試み—」総合政策論集第6巻第1号（2007年）133～155頁がある。このほか、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「国会質疑の技法—模範議会2012の手引き」白鷗大学論集第27巻第2号（2013年）255～304頁、岡田順太・横大道聡「法学教育における能動的学修プログラムの開発—模擬国会を用いた臨床法学教育の試み—」白鷗大学法政策研究所年報第8号（2015年）23～84頁。
- xvi 参照、参議院のサイト [http://www.sangiin.go.jp/japanese/taiken/t\\_program/mogi.html#4top](http://www.sangiin.go.jp/japanese/taiken/t_program/mogi.html#4top)
- xvii 岡田・前掲論文「模擬国会のすすめ—立法政策論の実践的構築試み—」135頁。
- xviii 「模範議会プロジェクト」のサイト <http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/pub/gikai/home.html>
- xix 岡田・横大道・前掲論文「法学教育における能動的学修プログラムの開発—模擬国会を用いた臨床法学教育の試み—」34～35頁。
- xx 以下、同上、37～55頁。
- xxi 試験的な教材として、岡田教授らが参議院で模擬議会を実施した際の資料『プレ模範議会2016』35-41頁。<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/pub/gikai/160322gikai/160322doc01.pdf>
- xxii <http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/08/arikataken.pdf>
- xxiii 狛江市手をつなぐ親の会「選挙における投票支援とは—投票所内のルールと家族・支援者の役割—」（2016年）26頁。
- xxiv 狛江市手をつなぐ親の会『「投票に行こう！」を ご覧になった皆さまへ』（2016年）1頁。
- xxv 狛江市手をつなぐ親の会・前掲書 3～4頁、19頁～20頁。

xxvi 同上、13 頁。

xxvii 同上、21 頁～23 頁。

xxviii 同上、24 頁。

xxix 同上、26 頁。

xxx 参照、富山県のサイト [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/3009/kj00016968.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3009/kj00016968.html) この県議会の目的は、「高校生の主体的な政治参加意識や地域社会へ参画する意識の向上を図ること」とされる。参加生徒は、県内各高等学校の生徒会代表 40 名（2 年生）であり、5 つのテーマにわかれて本会議に向け提言内容をまとめる。